

2024 年台湾東部沖地震救援金の募金受付開始

問 福祉課 本 3階

TEL 0287-23-8707

令和6年4月3日に台湾東部沖を震源として発生した地震により、大規模な建物の損壊被害や、トンネル付近での土砂崩れや落石などの被害が報告されています。本市では被災者救援のため、募金箱を設置し、救援金の募集を行っています。皆さまからお預かりした救援金は、日本赤十字社を通じて救援・復興支援などに使われます。皆さまからの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

●募金箱設置場所▶市役所本庁舎1階
総合案内▶黒羽支所▶湯津上支所

●受付期間 令和6年6月21日(金)まで
※振り込みによる募金も受け付けています。詳細は市HPをご覧ください。

※令和6年能登半島地震義援金募金箱は、令和6年12月25日(水)まで設置しています。詳細は市HPをご覧ください。



軽自動車税(種別割)納税通知書の発送と減免の手続き

問 申 税務課 本 2階

TEL 0287-23-8785

軽自動車税(種別割)は4月1日現在の原動機付自転車や小型特殊自動車、軽自動車などの所有者に課税されます。令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書は5月10日(金)に発送予定です。納期限は5月31日(金)です。なお一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。その種類・要件は次のとおりです。

減免区分		対象となる車両	申請に必要なもの
障害者減免	身体が不自由な方、心身の発達や精神に障害がある方のために使用される軽自動車で、一定の要件を満たすもの	①身体障害者【注1】が所有し、身体障害者本人が運転する車両 ②心身障害者または心身障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車両	・身体障害者等に係る軽自動車税(種別割)減免申請書 ・手帳(身体障害者手帳・療育手帳など) ・運転する方の運転免許証 ・軽自動車税(種別割)納税通知書
構造減免	車両の構造が身体障害者の利用に供するための軽自動車	①車検証に「車いす移動車」や「障害者輸送用」などと記載のある車両 ②車いすの昇降装置、固定装置などの特別仕様の車両	・市税減免申請書 ・車検証(コピー可) ・軽自動車税(種別割)納税通知書 ・納税義務者が法人の場合は法人登録印(実印) ・②の車両は、装置などの写真
公益減免	公益のために直接専用する軽自動車で、一定の要件を満たすもの(リース車両を除く)	公益性があると認められる団体の車両 ※使用方法・使用団体によっては減免の対象にならない場合がありますので、事前に税務課までご確認ください。	・市税減免申請書 ・軽自動車税(種別割)納税通知書 ・法人登録印(実印)

【注1】減免の対象となる障害者の範囲 ※該当要件や詳細はお問い合わせください。(市HPにも掲載)

- ▶身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
- ▶療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方
- ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方



●注意事項

- ▶4月2日以降に廃車や名義変更を行った場合でも、令和6年度の軽自動車税(種別割)は課税されます。
- ▶住所変更などにより納税通知書が届かない場合は至急税務課までご連絡をお願いします。
- ▶前年度(令和5年度)より、小型二輪自動車(排気量が250ccを超えるバイク)を除いて、車検(継続検査)時の車検用納税証明書の提示が原則不要となりましたので、証明書を郵送しません。小型二輪自動車については引き続き証明書を郵送します。
- ▶スマートフォン決済アプリまたはパソコンでの納付の場合、領収証書および車検用納税証明書は発行されません。小型二輪自動車の車検を受ける方は市役所・金融機関・コンビニエンスストアで納付してください。
- ▶軽自動車税(種別割)減免申請期間は、軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてから納期限の5月31日(金)までとなります。申請期間を過ぎると減免を受けることができません。
- ▶減免は毎年度申請が必要です。自動更新ではありませんのでご注意ください。
- ▶「障害者減免」の対象は、普通自動車などを含めて1人1台です。自動車税(種別割)の減免については、栃木県大田原県税事務所(TEL 0287-23-4171)にお問い合わせください。
- ▶減免申請書は窓口にあります。なお、前年度減免を受けた方には納税通知書に減免申請書を同封しています。

大田原市行政改革推進委員会公募委員の募集

問申情報政策課 本6階
TEL 0287-23-8959

本市では、行政改革の推進に当たり、「行政改革推進委員会」を設置し、行政改革大綱の実施状況についての助言などをいただいています。

このたび、委員の任期満了に伴い、新たな委員を次のとおり募集します。

●**委員会の構成と役割** 学識経験者や各種団体の代表者などのほか、市民の皆さまからの公募者の中から市長が委嘱する委員で構成され、行政改革大綱に基づく行政改革の取組状況についての助言や、新たに策定する行政改革大綱の審議などを行います。

●**応募資格** 行政改革に関心があり、次のすべてに当てはまる方

- ①市内に住所を有する18歳以上の方(令和6年4月1日時点)
- ②平日の午後に開催する会議に出席できる方
- ③本市の職員または議員でない方

- 募集人数** 若干名
- 任期** 2年(令和6年7月1日～令和8年6月30日)
- 報酬** 5,000円(会議1回の出席につき)
- 申込方法** 5月24日(金)までに、オンライン行政手続により申し込み
- ※5月1日(水)公開予定の市HPをご確認ください。
- 選考方法** 「応募の動機」「行政改革への関心」を基準に選考



市の制度融資をご利用ください

問商工観光課 本4階
TEL 0287-23-8709

市では、中小・小規模企業の経営の安定や成長を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるように融資制度を設けています。

【事業資金の円滑な借入れを促進】

市内金融機関に融資の元本の一部となる資金を預託することで、一般の金融機関の貸付利率より低金利で中小・小規模企業者が資金を借りられるようにしています。

また、固定金利で融資を受けられます。

【借入れの際の経費負担を軽減】

融資を受ける際にかかる栃木県信用保証協会の公的保証料を補助します。

※小口資金と設備資金は2分の1、特別小口零細企業資金と創業支援資金は全額補助。また、限度額の範囲内で年に何回融資を利用しても補助されます。

※経営者保証を不要とした場合における保証料の増額分は自己負担となります。

【市内中小・小規模企業の円滑な資金繰りを支援するための対策】

市制度融資の既存貸付残額を新規融資により借換えることができます。

- 借換が可能な資金** 小口・設備・特別小口零細企業資金
- ※創業支援資金は借換ができません。
- 借換えるための資金** 小口資金
- 対象者** 市制度融資の既存融資がある方で、借換により健全な事業活動の維持を図ることができる中小企業者
- ※据置期間にある貸付は対象外です。借換えの可否は、取扱金融機関・信用保証協会の審査があります。
- ※市税等に滞納がある方はご利用になれません。

【創業支援資金の利子補給制度】

市内での創業を支援するために、創業支援資金の融資額の1%または支払った利子額のいずれか少ない金額を補助します。

- 申込方法** 市内の銀行、信用金庫、信用組合へご相談ください。

制度名	どんなときに使えるか	融資を受ける条件	融資限度額	返済期間と利率	返済方法	保証人
小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・商品(材料)の仕入資金 ・運転・借換資金 ・買掛金などの決済資金 ・その他諸経費の支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法に定める中小企業者であること ・市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいること 	1年度1事業者につき1,000万円以内	3年以内 年1.5% 5年以内 年1.8% 7年以内 年2.1%	月賦返済または一括返済	個人は不要・法人は原則代表者のみ
設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ・機械・設備・車両の購入資金 ・店舗・工場・建物などの新築資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・その経営が健全であり返済能力が確実であると認められること ・信用保証協会の保証が受けられるもの 	1年度1事業者につき2,000万円以内	5年以内 年1.8% 7年以内 年2.1% 10年以内 年2.4%		
特別小口零細企業資金	上記のすべての用途に利用できます。 ※借換資金としては利用できません。	<ul style="list-style-type: none"> 上記の条件のほか ・中小企業信用保険法に定める小規模企業者であること ・信用保証協会の保証残高が2,000万円以下であること 	1事業者につき2,000万円以内 ※1回の上限額は用途が小口資金と同じ場合は500万円、設備資金と同じ場合は1,000万円	3年以内 年1.5% 5年以内 年1.7%		
創業支援資金		<ul style="list-style-type: none"> ・市内で創業しようとしている個人または企業 ・市内で創業後1年未満の中小企業者 ・信用保証協会の保証が受けられるもの 	1事業者につき500万円以内	5年以内 年1.6%		

酒井真沙遺墨展開催のお知らせ

問文化振興課 本4階
TEL 0287-23-3129

故 酒井 真沙 氏は、生涯を市内小中学校教員として職責を全うしながら、自らの修養として書の追及の道を歩まれてきました。特に少字数の分野において数々の格調高い作品を残し、書を学ぶ同志や後進に大きな影響を与えてきました。

大田原市内において「抱原会」と名称した書を学ぶ団体を立ち上げ、50年余り活動が続けられ多くの弟子を育ててきました。その間市内の児童生徒の情操教育の一助などを願い、自らの作品を旧大田原市内小中学校全校に贈呈されています。その業績を後世に伝えるべく遺墨展が開催されます。ぜひ、ご来場ください。

- 日時 6月6日(木)～9日(日) 9:00～17:00(初日のみ13:00開場)
- 場所 那須野が原ハーモニーホール 第1・第2ギャラリー
- 入場料 無料
- 展示数 小品から大作まで約 70 点
- 主催 抱原会



市で実施しているお子さまの予防接種

問健康政策課 本3階
TEL 0287-23-8975

市では、感染症の発生およびまん延を防ぐため、以下の予防接種を実施しています。

●定期接種

種類	回数	対象年齢
ロタウイルス感染症 (いずれかを接種)	2回	ロタリックス(1価ワクチン)生後6週の初日から24週の初日まで
	3回	ロタテック(5価ワクチン)生後6週の初日から32週の初日まで
小児の肺炎球菌感染症	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢等により接種回数は異なります。
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間(1歳未満)
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ	4回	生後2か月から生後90か月に至るまでの間(生後2か月～7歳半未満) ※4月1日からヒブが追加になり五種混合ワクチンとなりました。
BCG	1回	1歳に至るまでの間(1歳未満) ※標準的には、生後5か月～生後8か月未満の間に受けます。
麻疹風しん	2回	1期(1回目)…生後12か月から生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 2期(2回目)…就学前1年間(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの年長児)
水痘(みずぼうそう)	2回	生後12か月から生後36か月に至るまでの間(1歳～3歳未満) ※水痘にかかったことがないお子さまが対象です。
日本脳炎	4回	1期(1～3回目)…生後6か月から生後90か月に至るまでの間(生後6か月～7歳半未満) ※標準的には3歳から接種を開始します。 2期(4回目)…9歳以上13歳未満 《特例措置》次の方は、20歳未満まで特例として不足回数分の接種が受けられます。 平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの方
ジフテリア・破傷風	1回	2期…11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん等)	2～3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※使用するワクチン、接種開始年齢により接種回数は異なります。 《キャッチアップ接種》次の方は、令和7年3月31日まで不足回数分の接種が受けられます。 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子

●市が行政措置として行う法定外の予防接種(一部助成)

種類	回数	対象年齢
おたふくかぜ	1回	1歳以上6歳となる日の属する年度の末日までの間(1歳から年長児の3月31日まで) ※おたふくかぜにかかったことがなく予防接種も受けていないお子さまが対象です。

※ 16歳未満の子を保護者(親権者または後見人)以外が連れて行く場合は、あらかじめ保護者が記載した書類(委任状など)が必要です。詳細は市HPをご覧ください。

※ 市外の一部医療機関では、事前の手続きが必要な場合があります。

※ 法改正などにより、内容が変更になる場合があります。